

岩手県告示第187号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、株式会社盛岡不動産（代表取締役 畑山 大作）の監督処分を行うため、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成27年3月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 期日 平成27年3月23日午前10時から
- 2 場所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁8階 政策地域部8-E会議室